

大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年大磯町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日まで」を「令和9年3月31日まで」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは、「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日までにおいて当該事業所における第6条第1項に規定する管理者が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月18日提出

大磯町長 中 崎 久 雄